（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の七に次の一号を加える。

十九　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第五条の五の十の次に次の一条を加える。

（社団たる医療法人及び財団たる医療法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約に関する技術的読替え）

第五条の五の十一　法第四十九条の四において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定を準用する場合においては、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十八条の二第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）
第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項	医療法第四十六条の六の四において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十六条の七の二第一項において準用する第九十二条第二項、同法第四十七条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第四十七条の二第一項において準用する第百十六条第一項
第百十八条の三第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会
第百十八条の三第二項	第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項	医療法第四十六条の六の四において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十六条の七の二第一項において準用する第九十二条第二項及び同法第四十七条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

第五条の六中「、社会医療法人債管理者」の下に「、社会医療法人債管理補助者」を加え、同条の表第七百十四条第二項及び第四項の項の次に次のように加える。

第七百十四条の三	第七百三条各号	医療法第五十四条の七において準用する第七百三条各号
	法務省令	厚生労働省令
第七百十四条の四第一項	第四百九十九条第一項	医療法第五十六条の八第一項
第七百十四条の四第二項	第七百十四条の二	医療法第五十四条の五の二
	第七百五条第一項	医療法第五十四条の七において準用する第七百五条第一項
	第七百六条第一項各号	医療法第五十四条の七において準用する第七百六条第一項各号
	社債発行会社	社会医療法人債発行法人

第七百十四条の二	第七百十四条の四第四項	医療法第五十四条の五の二
第七百十四条の四第五項	第七百二条第二項及び第三項	医療法第五十四条の七において準用する第七百五条第二項及び第三項
第七百十四条の六	第七百十四条の二	医療法第五十四条の五
第七百十四条の七	第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十条、第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条	医療法第五十四条の七において準用する第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十条、第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条
	第七百四条中	同法第五十四条の七において準用する第七百四条中
	同項	同法第五十四条の七において準用する同項
	第七百十一条第一項	同条において準用する第七百十一条第一項
	同条第二項	同法第五十四条の七において準用する第七百十一条第二項
	第七百二条	医療法第五十四条の五
	第七百十四条の二	医療法第五十四条の五の二
	第七百十四条第一項	同法第五十四条の七において準用する第七百十四条第一項
	第七百三条各号	医療法第五十四条の七において準用する第七百三条各号
	第七百十四条の三	医療法第五十四条の七において準用する第七百十四条の三

第五条の六の表第七百十七条第二項の項の次に次のように加える。

第七百十七条第三項	次条第一項	医療法第五十四条の七において準用する次条第一項
	第七百十四条の七	医療法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七

第五条の六の表第七百二十四条第二項の項中「第七百六条第一項、」の下に「第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、」を加え、同表第七百二十九条第一項の項中欄中「第七百七条」の下に「（第七百十四条の七」を加え、同項下欄中「第七百七条」の下に「（同法第五十四条の七において準用する第七百十四条の七」を加え、同表第七百三十五条の項の次に次のように加える。